

平成 22 年 3 月 1 日

保険医療機関
保険薬局
訪問看護ステーション

} 各位

神奈川県国民健康保険団体連合会

相模原市の政令市移行に伴う診療（調剤）報酬・訪問看護療養費
請求上の留意事項について

本会審査支払業務につきましては、平素よりご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、相模原市が平成 22 年 4 月 1 日付けで政令指定都市に移行することに伴い、診療（調剤）報酬・訪問看護療養費請求を紙レセプトでご請求される場合の留意事項は次のとおりです。ご留意の上ご請求いただきますようお願い申し上げます。

なお、レセプト電算処理システムにて診療（調剤）報酬をご請求される場合の請求方法は、特に変更はありません。

記

1 国民健康保険における相模原市代表保険者番号につきましては「146001」となりますので、ご請求の際は診療（調剤）報酬請求書（ライトブルー・浅黄色）、訪問看護療養費請求書（白色）の保険者欄（6桁）には横浜市、川崎市同様この代表番号を記載して下さい。代表保険者番号を記載した請求書に緑区（行政区番号「146019」）、中央区（行政区番号「146027」）、南区（行政区番号「146035」）の3区のレセプトを一括して編綴して下さい。

*レセプトを行政区番号ごとに分けて、それぞれに請求書を添付する必要はありません。

2 平成 22 年 4 月 1 日以前に相模原市国民健康保険の被保険者証をもっている方は、平成 22 年 10 月 1 日に新保険者番号の被保険者証への更新が行われます。ただし、平成 22 年 4 月 1 日以降、転入等により新たに交付される被保険者証は新保険者番号のものが交付されず。従いましてそれまでの間は、新保険者番号「146001」の請求と旧保険者番号「140103」の請求が並存することになります。このため、相模原市の請求は新保険者番号分と旧保険者番号分にレセプトを分けて、それぞれに請求書を添付してご請求下さい。

*退職者医療制度につきましても、国民健康保険同様の取扱いとなります。

*ご提出前には新保険者番号請求分「146001」の中に旧保険者番号請求分「140103」のレセプトが、又は旧保険者番号請求分の中に新保険者番号のレセプトが混在していないかご確認をお願いします。

- 3 後期高齢者医療制度に係る診療報酬等のレセプトの編綴方法は、従来どおり神奈川県後期高齢者医療広域連合(保険者番号「39140009」)の請求書に一括して編綴して下さい。レセプトの保険者番号については、政令指定都市移行後は緑区(行政区番号「39141510」)、中央区(行政区番号「39141528」)、南区(行政区番号「39141536」)の番号を、旧相模原市分は「39142096」の番号を記載してください。

*後期高齢者医療制度の新保険者番号の被保険者証は、3月中に被保険者へ送付されますので、平成22年4月診療分からは旧相模原市「39142096」の番号での請求は生じません。請求書のご提出前にご確認をお願いします。

- 4 レセプト電算処理システムにてオンライン又はFD等の媒体でご請求されている保険医療機関・保険薬局につきましても、返戻等により紙レセプトで再請求される場合は、上記の請求方法によりご提出いただきますようご注意ください。

5 その他

相模原市内で開設している保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーションにつきましては、相模原市が政令指定都市に移行することにより住所表示が変更となります。本来は「診療報酬振込先及び請求書印鑑届」で届け出た住所に変更がある場合は、変更届の本会への提出が必要となりますが、今回は本会にて一括して登録の変更を行いますので変更届を提出する必要はありません。

以上

事務担当
神奈川県国民健康保険団体連合会
審査第一部審査第一課審査調整班
045(329)3411